

令和2年10月8日

## 料飲店等期限付酒類小売業免許の期限延長について

日頃より酒類産業行政をはじめ、税務行政全般に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大幅な売上の減少に直面している料飲店等に対して、在庫酒類の持ち帰り用販売等を可能とすることにより資金確保を図ることができるよう、迅速な手続で料飲店等期限付酒類小売業免許を本年4月から付与しております。

料飲店等期限付酒類小売業免許の期限につきましても、免許付与日から6か月間としておりましたが、料飲店等は、依然厳しい状況に置かれており、また、制度の延長要望もあることを踏まえ、期限を延長することといたしました。

具体的には、現行制度の最長期限である本年12月末まで期限を延長した上で、11月末までに一定の書類の提出を求め、書類の提出があった者のみ来年3月末まで延長することといたしました。

本件については、明日公表することとしております。

本来であればお時間を頂戴して御説明にお伺いすべきところ、お忙しいと存じますので、取り急ぎ資料をお届け致します。

引き続き、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

国税庁長官官房  
審議官 木村 秀美

<担当>  
国税庁課税部酒税課  
課長補佐 佐藤 祐司  
連絡先 03-3581-4161 (内 3736)

## 料飲店等期限付酒類小売業免許の延長

---

○ 現行制度の最長期限である本年12月末まで期限を延長した上で、11月末までに以下の書類の提出を求め、書類の提出があった者のみ来年3月末まで延長する。

※ 提出しなかった者は12月末で免許失効

- ・ 期限延長の申出書
- ・ 10月末までに酒類販売管理研修を受講した事実が確認できる書類(研修受講証の写し等)
- ・ 記帳状況、取引実態、免許条件の遵守状況が確認できる書類